■ 修正表

建築基準法の改正(2019年6月25日施行)等に伴い、ERIアカデミーの講習テキスト(I-44·51·126ページ)の記載について、次のとおり読み替えをお願いいたします。
(____が読み替え部分)

頁	行		修正前			修正後	
		● 定期報告の対象となる建築物(政令で定める全国共通のもの)			● 定期報告の対象となる建築物(政令で定める全国共通のもの)		
		用途*1	規模等		用途**1	規模等※2	
		劇場、映画館、演芸場、観覧場 (屋外観覧場を除く。)、公会 堂、集会場	・3 階以上の階を当該用途に供するもの※2 ・当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上のもの・地階を当該用途に供するもの※2 ・主階が1階にないもの※3		劇場、映画館、演芸場、観覧場 (屋外観覧場を除く。)、公会 堂、集会場	・3 階以上の階を当該用途に供するもの ^{※3} ・当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200 ㎡以上のもの・地階を当該用途に供するもの ^{※3} ・主階が1階にないもの ^{※4}	
		病院、診療所(患者の収容施設 があるものに限る。)、ホテル、 旅館	・3 階以上の階を当該用途に供するもの※2 ・当該用途に供する 2 階部分(病院または 診療所は、その部分に患者の収容施設 がある場合に限る。)の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの ・地階を当該用途に供するもの※2		病院、診療所(患者の収容施設 があるものに限る。)、ホテル、 旅館	・3 階以上の階を当該用途に供するもの ^{※3} ・当該用途に供する 2 階部分(病院または 診療所は、その部分に患者の収容施設 がある場合に限る。)の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの ・地階を当該用途に供するもの ^{※3}	
I - 44	5	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(共同住宅※4、寄宿舎※4、助産施設、有料老人ホーム、福祉ホーム等) 体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・3 階以上の階を当該用途に供するもの※2 ・当該用途に供する 2 階部分の床面積の合計が300 ㎡以上のもの ・地階を当該用途に供するもの※2 ・3 階以上の階を当該用途に供するもの※2 ・当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000 ㎡以上のもの		高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(共同住宅※5、寄宿舎※5、助産施設、有料老人ホーム、福祉ホーム等) 本育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(いずれも学校に附属する体育館などを除く。)	・3 階以上の階を当該用途に供するもの※3 ・当該用途に供する 2 階部分の床面積の 合計が 300 ㎡以上のもの ・地階を当該用途に供するもの※3 ・3 階以上の階を当該用途に供するもの※3 ・当該用途に供する部分の床面積の合計 が 2,000 ㎡以上のもの	
		百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗(床面積が 10 ㎡以内のものを除く。) ※1 避難階以外の階を当該用途	当該用途に供する部分の床面積の合計がそれ 除く。	 	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗(床面積が 10 ㎡以内のものを除く。) ※1 避難階以外の階を当該用途(※2 当該用途に供する部分の床面	面積の合計が 200 ㎡を超えるものに限る。 当該用途に供する部分の床面積の合計がそれ	
		<u>※3</u> 劇場、映画館または興芸場に <u>※4</u> サービス付き高齢者向け住宅			それ 100 m以下であるものを※4 劇場、映画館または演芸場に※5 サービス付き高齢者向け住宅	上限る。	

1/2 第9版

頁	行	修正前	修正後		
I - 44	31	● 定期報告の対象となる建築設備等(政令で定める全国共通のもの) 昇降機 ^{※1} エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 防火設備 ^{※2} ・定期報告の対象となる建築物に設けるもの ・病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、高齢者、障害者等の就寝の用に供する部分の床面積の合計が200 ㎡以上の建築物に設けるもの 遊戯施設 観光用エレベーター、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車等 ※1 人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。 ※2 随時閉鎖または作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)に限る。	● 定期報告の対象となる建築設備等(政令で定める全国共通のもの) 昇降機 ^{※1} エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 防火設備 ^{※2} ・定期報告の対象となる建築物に設けるもの ・病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、高齢者、障害者等の就寝の用に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物に設けるもの 遊戯施設 観光用エレベーター、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車等 ※1 人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。 ※2 随時閉鎖または作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)に限る。		
I - 51	9	● 既存不適格建築物の増築等が可能な範囲(例) 規定の内容 基準時*以降に増築等が可能な範囲 (略) (略) (略) 防火地域およ ・床面積の合計が 50 ㎡以下で基準時における当該建築物の延べ面積の合計以下 区整備地区関 ・階数が 2 以下で延べ面積が 500 ㎡以下 ・外壁および軒裏は防火構造 (令第 137 条 ・	● 既存不適格建築物の増築等が可能な範囲(例) 規定の内容 基準時*以降に増築等が可能な範囲 (略) 防火地域および特定防災街 の延べ面積の合計が 50 ㎡以下で基準時における当該建築物の延べ面積の合計以下 区整備地区関 ・階数が 2 以下で延べ面積が 500 ㎡以下・外壁および軒裏は防火構造・外壁および軒裏は防火構造・外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には 20 分間防火設備注 木造建築物の場合、外壁および軒裏が防火構造のものに限る。 ※ 着工後に法改正や地域地区指定などがあり、その新しい規定に適合しなくなったとき		
I - 126	1	● 建築物移動等円滑化基準(概要) 建築物特定施設等 建築物移動等円滑化基準 ホテル・旅館の客室 車椅子使用者用客室の数 1_以上 (略) (略)	● 建築物移動等円滑化基準(概要) 建築物特定施設等 建築物移動等円滑化基準 ホテル・旅館の客室 車椅子使用者用客室の数 <u>客室総数の 1/100</u> 以上 (略) (略)		

以上

2/2 第9版